

甲

保護者

西多摩郡福生町長

昭和四年四月一日

二月十日限り其旨申出で下す
於て學校教育法の規定に依り免除の若しは猶學校に非ざる學校其他に
但學校教育法の規定に依り免除の若しは猶學校に非ざる學校其他に

右來る四月一日福生町中學校に入学せしむ

入學期日通知書

昭和五年福生町議會(臨時)會議錄

昭和五年九月五日福生町議會臨時會と福生町役場に招集する
一應招集員の通り

第一番 並木竹松 第十五番 田村福一

第四番 田村鐵太郎 第十六番 高橋三郎

第五番 横田壽照 第十九番 森田誠重

第七番 田村信 第三十番 羽村栄吉

第八番 高橋角衛 第三十一番 村野英平

第九番 村尾昌三 第三十二番 平井初五郎

第十一番 加藤市衛 第三十三番 井上岩次郎

第十二番 高水勝太郎 第三十四番 母井伸作

第十三番 坂本美知 第三十五番 坂村武夫

第三十番 田村利一

一 会議の事件の通り

一 桐生所収賦課金収支例の一部改正について

一 桐生の賦課金収支事務の一部受任に関する同意について

一 議長(加藤市会) 九月五日午前九時三十五分開会を宣す

一 地方自治法第一百三十一條の規定により議長の請求によつて出席した者の
通り

町長

岸 徳次郎

助役

有藤 吉太郎

会

川 窪 金吉

一 本会の書記の通り

囑託

内田

市

囑託

大野 忠一

を

奥井 英次

会

伊藤 三郎

一 議長(加藤市会) 午前九時四十分開議を宣す

一 出席議員の通り

並木 竹松 田村 英太郎 横田 善照 田村 信

高橋 多助 村尾 昌三 加藤 市会 高水 勝太郎

渡部 美知 田村 福一 高橋 三郎 森田 誠重

羽村 栄吉 村野 貞平 奥井 初太郎 井上 岩次郎

奥井 甲作 磯村 武夫 田村 利一

一 議長(加藤市会) 本会の会期を一日とするを告げし

日程第一(議案第四号) 桐生所収賦課金収支例の一部改正について

議長(加藤市役)本件と議題として第一読会を開く旨を告げる
書記 朗読

一町長(岸徳次郎)改正地方税法が施行され、間もなくたのび準則によつて
研究、上賦課率収束例を決定したが、實際面によつて確信が持てな
つた。過日立川市役所に於て改正市町村税に付しての協議会があり
その際、自派方の市町村税課長よりの説明によつて、ほつきりとし
てきた、それによつて今田町税に於ける均等割、固定資産税に於て
宗敬、法人、社会事業関係等に付して改正及追加増徴することに
なつた。日を述べた

一議長(加藤市役)古今本件によつて説明があつたが、質疑はないか
一町長(田村福一)第一五系第一改の均等割控除は二人以上幾人あつても
一〇〇日か又一人の場合には控除にならなかつたか

一町長(岸徳次郎)然り

一町長(村野茂平)農家の仕事専従者は如何になるや

一町長(岸徳次郎)条例第五系第二改によつて控除される

一町長(岸徳次郎)満年令はいつをおさえるか

一町長(岸徳次郎)昭和十五年八月一日現在なり

一町長(田村福一)第一五系第一改によつて説明されたい

一町長(岸徳次郎)先日町村長会に於ては検討されたいが、これによつて
は各町村共控除しない従つて宗事事従者も他町村に於ては均等
割を差収すると言ふ事になつて居る

一町長(村野茂平)青年俱樂部、公會堂などは固定資産税が課税されるか

一町長(田村福一)課税される

一町長(岸徳次郎)町村民税によつて農業協同組合から減免の陳情があつた

か、これは地方程法から考へし見ても減免が事ない。各町村共この減免は妥協のないと言ふ事に町村長会協議会に於て一致したのて拒絶せしと報告す。

一議長(加藤中造) 此件について異議なつか否かも今後に諮り全会一致
原案賛成決定するに日を告げる

日程第三(議案第四号) 都税の賦得金収支事務の一部受任に関する

同意について

一議長(加藤中造) 此中も議題として第一読会を開く日を告げる

書記 朗読

一町長(岸徳次郎) 地方程法の改正により町村程については町村及び又都税については都税の減免を以て差収すると言ふ事になつたが特別の事情の場合には差収出来ることに程法にもなつて居りますが、これには議会の

同意を得ることはなからず

この委任事務については分譲金書表付等ありて地方事務及びやり、たいさ口差収切けを取扱ふと言ふこととす。

副知事からの報告請があり今度提出した事を述べた。

一議長(加藤中造) 此件について異議はないか

一町長(岸徳次郎) これを受任した場合の滞納は如何にするか

一町長(岸徳次郎) 滞納関係については取扱はない

一町長(岸徳次郎) 都税迄も取扱ふと云ふ事は事務担当若しくは苦勞をかけることにはなるが一般行政に於いて、便宜を与えんと考へるのて

賛成する

一議長(加藤中造) 此件について異議あるか否かも今後に諮り全会一致
について、原案決定の旨を告げる

會議録署名議員選舉

議長(加藤中夜)署名議員の選挙は指名推薦により指名者も議長とするしをも告げ会議に諮り異議がなければから指名推薦によることに決するしをも告げる

議長(加藤中夜)尤の者を指名し一名毎に会議に諮り異議なく決する

田村 幾太郎、田村 信、高橋 角新

議長(加藤中夜)会議を開する旨も告げる

議長(加藤中夜)本会議を開會する旨も告げる

時に午前十時四十五分より

右会議の次第も記載しその相違のないことを認するため二に署名する

昭和五年九月七日

福生町議會議長

議員

田村 幾太郎

議員

田村 信

議員

高橋 角新

昭和五年福井市議會(臨時)會議錄

昭和五年九月三十日福井市議會臨時會福井市役場に招集する
一 舊招集員より通り

- | | | | |
|------|-------|-------|-------|
| 第一番 | 見島信一 | 第十五番 | 田村福一 |
| 第四番 | 田村英太郎 | 第十六番 | 宮橋三郎 |
| 第五番 | 横田泰三 | 第十七番 | 田村幸一 |
| 第六番 | 天野由三 | 第十八番 | 森田幸三 |
| 第七番 | 田村信 | 第十九番 | 羽村栄吉 |
| 第八番 | 宮橋幸三 | 第二十番 | 村野良平 |
| 第九番 | 村屋昌三 | 第二十一番 | 平井初五郎 |
| 第十番 | 宮水藤太郎 | 第二十二番 | 井上名次郎 |
| 第十三番 | 坂本英知 | 第二十四番 | 奥井申作 |

一 会議の事項の通り

一 福生町消防委員会条例設定の件

二 福生町消防団条例設定の件

三 排水溝設置に関する件

四 建物買収に関する件

五 町道用地買収に関する件

六 福生町税賦課金収率例の一部改正の件

七 福生町監査手数料条例の一部改正の件

八 福生町取組員定数条例等の一部改正の件

九 昭和五十五年福生町歳入歳出追加更正予算案(牙面)

十 福生町高英資金給与条例設定の件

一 議長(副議長 平井初五郎) 九月三十日午前九時十分開会を宣す

一 地方自治法第百三十五条の規定により議長の請求によつて出席しな者への通り

町長

山岸 徳次郎

町役

青藤 吉太郎

全

川 沢 金 吉

一 本會の書記の通り

議長 田村 勇、大野 忠一、奥井 芳次、佐藤 三郎

一 議長(副議長 平井初五郎) 午前九時十五分開議を宣す

一 出席議員の通り

見島 信一、田村 武太郎、横田 嘉昭、大野 由三、田村 信

吉 祐三郎、村 茂昌三、高木 達郎、佐藤 美知、田村 福一

吉 祐三郎、田村 幸一、森田 幸次、羽村 栄吉、村野 茂平

手井部部、井部次部、母井部、磯村部、田村部、

一議長(副議長井部五部) 本会の会期を一日とする旨を告げる。

日程第一(議案第四号) 福生町消防委員会条例制定の件

一議長(副議長井部五部) 本件を議題とし第一読会を聞く旨を告げる。

書 読 朗 読

一議長(山岸徳次郎) 消防の十分なる発展に資し、火之消防行政の円滑な運営

と図るため、今回消防委員会条例草案によりて条例を定め、こゝに
提案した旨を述べた。

一議長(副議長井部五部) 本件について説明があったが質疑はつか、

第一八番(高橋角部) 条例の公布の日はいつか

一議長(山岸徳次郎) 可決とせられ直ちに公布したい

第一四番(母井部) この委員会条例は福生町及び、若針村共この条例によりて運営

するか又この委員会とは該会と、やや異なる運営か。

一議長(山岸徳次郎) 町長の諮問機関である委員会条例は若針村共この条例によつ

て運営することになると思う

第一四番(母井部) 現にこのやうな機構があるといはないか、今迄の委員はどのやう

な構成か

一議長(山岸徳次郎) 今迄は議長一人、書記一人、監査一人、の三であった。

一議長(副議長井部五部) 本件について異議はないかと、今後は諮り全会一致

で案賛成決定する旨を告げる。

日程第二(議案第四号) 福生町消防委員会条例制定の件

一議長(副議長井部五部) 本件を議題とし第一読会を聞く旨を告げる。

書 読 朗 読

一議長(山岸徳次郎) この条例は只今可決になった消防委員会条例と同様

商に因る創律則によつて定められた、給与に關するは商防所の定むる規則
を總て變更しあると述べた、

議決(副議長平井初五郎)此件によつて質疑はなつか、

一五番(橋田嘉昭)十二年四月及五月の逆給もされたい、

一六番(内田 勇)被服手は國服の補修手であり技術手は自動車
運転手の手である、此の支給額は三十三五の手をそのまゝ、二に
おしてある、

一七番(田村福一)十四年の特別の事情がある場合 とは如何なる場合といふ
か、

一八番(内田 勇)過渡期のため具付的の内部が起つた場合を考へてくれ
一九番(村野長平)表彰と言ふ事をうたへないが差支なかりか

二〇番(内田 勇)年俸はなくと此表彰を受ける、

二一番(田村福一)この年俸が出来る正目の出初式などの必要は如何なるか

二二番(橋田嘉昭)出初式などに今迄若くより寄附を仰ぐおれが、そのやうな
事はなくなるか、

二三番(内田 勇)今迄もこうした必要は断じてないが、寄附を仰ぐと言ふ
事は不足分に対してのものと思ふ

二四番(村田幸次)出場手はどのやうな者に出るか、

二五番(内田 勇)年俸が可成りたら、商防國幹部の専員等協議の上逆給
したい、

二六番(橋田嘉昭)技術手は運轉手に出すとの事だが、こゝに商防國員
の運轉手が多数あるが、その全部にあつるか、

二七番(内田 勇)定員について支給する

二八番(橋田嘉昭)詳細は商防委員會によつて審議して頂きたいと思ふ

後長(副議長平井初五郎) 中休につき是後かなひも会議に諮り全会一致
草案賛成決定する旨を告ぐる

日程第三(議案五号) 排水溝設置に關する件

後長(副議長平井初五郎) 中休を議題として第一読会と申く旨を告ぐる

書記 朗読

一助役(川茂金吉) 公衆浴場設置につき排水溝の必要上、これと相俟つし工事
施行することやふ事のため浴場を営む者 田村鐵太郎氏が二分の一を
出資すると言ふ申請書によりこゝに提案よろしく審議されたいと
述べた。

一第五番(母井甲水) 申請者より二分の一を出資すると言ふ事は有難い事だが
一二回の總工費はいくらかゝるや

一助役(川茂金吉) 四のり尺す、深さ一尺五寸、コンクリートでやつて四百五十圓を定。

一第五番(横田壽照) この排水溝につき將來此に連絡出来るやう
計画してあるか。

一助役(川茂金吉) 青森街道からの水は此に連絡出来る、青森街道以北
鐵道に寄つた地区は非常には低地のため、此に通ずるとなると相俟
深い排水溝としなければならなうと思ふ

一第六番(森田幸次) 早晚、全般に排水溝を造る事になると思ふがその
計画は出来て居るか。

一助役(川茂金吉) その計画はある。

一第五番(森田幸次) 今少し深くしなうと青森街道の水が若干やわらうと思ふ
一第六番(森田幸次) 申請による計画は田村鐵太郎氏申請負担となつて居
ると思ふが、これ以外の計画については断じ負担といふ事にして
附随工事をやつたらうと思ふ。